

議案第11号

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年南風原町条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

これまで町で適正処理困難一般廃棄物として収集・処分していなかったスプリング入りベットマット及びソファを収集・処分することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年南風原町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、粗大ごみ。（ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の政令で定める機械器具類を除く。）	1個又は1束につき（ただし、重量が10kg又は1m ³ 以上のものは大とし、それ以外の物は小とする。）	大 600円 小 300円
---	--	------------------

」

を

「

町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、粗大ごみ。（ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の政令で定める機械器具類を除く。）	1個又は1束につき（ただし、重量が10kg又は1m ³ 以上のものは大とし、それ以外の物は小とする。）	大 600円 小 300円
町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、適正処理困難物	1 スプリング入りベットマット 2 スプリング入りソファ 2人掛け以上 1人掛け	1個につき 2,400円 1脚につき 1,800円 1脚につき 1,200円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年6月1日から施行する。